

利率の0.5%を利子補助します。

貸付金 利子補助金の申請

貸付を利用する事業者、融資

72・3181

問合せ 議会事務局

時通訳あり

そのほか 手話通訳者による同

② 市民図書館(花川南6・5)

④ 市民図書館(花川北7・1)

⑤ 浜益コミセン(浜益630)

⑥ 厚田保健センター(厚田

日時 ① 28日(金)18時~20時

② 29日(土)13時30分~15時30分

自由な意見交換を行います。

議会活動の報告と、来場者との

議会報告会

市の相談窓口

人権相談

18(火)13時30分~16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

20(木)13時30分~16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

5(水)・19(水)13時30分~15時30分
※相談日前日までに電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

4(火)・11(火)・18(火)10時~15時 市役所1階
【女性限定】25(火)13時~16時 市役所1階
※お困りの方に生理用品をお渡しします
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

子ども・ひとり親相談

平日9時~16時
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よらず相談

火曜13時~16時(受付15時まで)
りんくる2階福祉団体活動室 ☎72・8220
毎月第3木曜13時~16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日9時30分~17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時~17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日10時~16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日9時~15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日9時~17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区 ☎78・1030
浜益区 ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日8時30分~17時15分
毎月第2土曜 9時30分~16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日10時~19時
ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

**相続・遺言、不動産(空き家問題など)、その他無料
法務相談**

26(水)13時~15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約も可)

**新型コロナウイルスの影響で、本
年4月~翌3月の任意の1カ月
間の売上高が令和元年~3年の
同月比で10%以上減少した場合
は、利子補助率を現行の0.5%から
臨時的に引き上げ、実質無利子
化します。**

※複数借り入れをしている場合
は、件数分の申請書類が必要
対象 本年度(令和5年3月)ま
で同制度を利用する事業者
申込方法 指定用紙を提出(郵
送可) ※用紙は申込先、商工会議
所、北商工会、市内金融機関にあ
り。市HPからも入手可
申込期限 14日(金)
申込・問合せ 商工労働観光課
(〒061-3292 市役所3階)
☎72・3166

**首都圏で開催する
石狩の親睦会**

首都圏にお住まいの石狩市・厚
田区にゆかりのある方の親睦会
で、会員は随時募集中です。

【東京厚田会総会】

日時 23日(日)11時~ ※要申込
場所 日本青年館ホテル(東京都
新宿区霞ヶ丘町4・1)

申込・問合せ 東京厚田会事務局
(厚田支所内) ☎78・2011

【東京石狩会総会】

日時 23日(日)12時~ ※要申込
場所 日本青年館ホテル(東京都
新宿区霞ヶ丘町4・1)

申込・問合せ 東京石狩会事務局
(石狩市東京事務所内)
☎03・6206・1431

計画段階環境配慮書の縦覧

厚田区で計画中の風力発電事
業に対し、意見書を提出するこ
とができます。

**事業名 (仮称)北海道厚田風力
発電事業**

縦覧・意見書の受付期間
18日(火)~11月17日(木)

縦覧場所 環境課、厚田支所市
民福祉課(厚田45・5)、浜益支所
市民福祉課(浜益2・3)、市民図
書館(花川北7・1)

意見の提出方法 縦覧場所にある
意見書箱に投函または問合せ先へ郵送

問合せ 東急不動産(株)

(〒150-0023 東京都渋谷区道玄坂
1・21・1 渋谷ソラスタ) 豊永さん
☎03・6455・2690

パブリックコメントの募集

奨学金制度の見直しについて

平成27年度の見直し以降、継続運用してきた本市の奨学金制度を、現在の学生
を取り巻く環境に合わせて見直します。

募集期間 1(土)~31(月)

提出方法 氏名、住所、連絡先を明記の上、持参・郵送・ファクス・メール・音声ファ
イル・録音テープのいずれかで提出。どなたでも提出できます

提出先 広聴・市民生活課(〒061-3292 市役所1階) FAX 72・3199

✉seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

検討結果 11月中旬に公表予定 問合せ 学校教育課 ☎72・3171

※詳細は市HP、あい・ボード、市情報公開コーナー(市役所1階)、市民図書館、担当課、各支所
地域振興課にある資料をご覧ください



10月~12月は **全 市 一 斉**

収納強化月間です

市税などの滞納は市の財政を圧迫し、市民サービスに支障をきたすことになりかねません。何より、納期内にきちんと納めている大多数の皆さまとの公平を欠くことになります。

問 納税課 ☎72・3118

メールで納期限をお知らせします



市税などの納期限が近づくとお知らせメールを配信します。納め忘れの防止にぜひ登録してください。登録は簡単! 上記から空メールを送信するだけです。

対象

- 市税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 保育所保育料
- 放課後児童クラブ負担金
- 市営住宅使用料
- 学校給食費
- 上・下水道料金



市税や公共料金は
市が提供するサービスの
貴重な財源です

市税、公共料金の滞納整理を強化します

市では、10月～12月を「収納強化月間」とし、全庁的に滞納整理を強化します。

催告書を一齐送付します

納め忘れを防ぐとともに、納期内納付の周知を図るため、催告書を一齐に送付します。

滞納処分・法的措置を実施します

督促や催告に応じない滞納者に対し、負担の公平性を保つため、やむを得ず財産の差し押さえ(滞納処分)や裁判所を通じた支払督促の申し立てを行います。

便利で安心な口座振替

市税や公共料金の納付は、口座振替の手続きをすると各納期の最終日に自動的に口座から引き落とされるため、金融機関などへ納付に行く手間がなくなり、大変便利です。一度申し込めば納め忘れもなく、安心です。

手続方法

通帳、届出印、納税通知書などをお持ちの上、預金口座のある金融機関に直接お申し込みください

※学校給食費は、学校給食センター

☎62・8015へお問い合わせください

取り扱い金融機関

北海道銀行／北陸銀行／北洋銀行／北門信用金庫／北中央信用組合／北海道労働金庫／石狩市農業協同組合／北石狩農業協同組合／石狩湾漁業協同組合／ゆうちょ銀行

Q 税金や公共料金を納期限までに納めないとどうなるの？

A 督促状や催告書が送付されて、延滞金が増加されることがあります。

Q それでも納めないでいるとどうなるの？

A 財産の差し押さえといった滞納処分や、支払督促などの法的措置を行います。そのほかに行政サービスの制限や不利益を受けることもあります。

Q 具体的にはどんな不利益？

A 国保税・後期高齢者医療保険料を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費がいったん全額自己負担になる「資格証明書」が交付されることがあります。

介護保険料を滞納すると、未納期間に応じて介護給付が制限されます(利用者負担額が引き上げられたり、高額介護サービス費の支給が停止になるなど)。

上・下水道料金を滞納すると、給水を停止することがあります。

市営住宅使用料を滞納すると、入居を取り消し、住宅の明け渡しを求めることがあります。

納付の相談はお早めに

けがや病気、失業などやむを得ない事情で納期限までに納めることができない方は、法律の範囲内で納付時期を遅らせたり、分割して納付できる場合があります。お早めにご相談ください。

※夜間・休日の「時間外納付相談窓口」

開設日時は15ページをご覧ください

| 市税・公共料金 | 納付相談窓口 |
|-----------------------|----------------------|
| 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料 | 納税課 ☎72・3118 |
| 介護保険料 | 高齢者支援課 ☎72・6121 |
| 保育所保育料 | 子ども家庭課 ☎72・3197 |
| 放課後児童クラブ負担金 | 子ども政策課 ☎72・3192 |
| 市営住宅使用料 | 建築住宅課 ☎72・3144 |
| 学校給食費 | 学校給食センター ☎62・8015 |
| 上・下水道料金 | 水道営業課 ☎72・3133 |